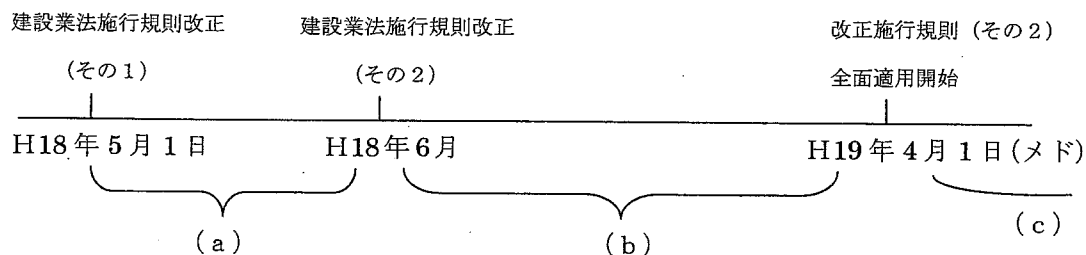


## 会社法の施行に伴う建設業法施行規則の改正について

建設業者が作成すべき各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書等）については、建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）で規定されており、その内容は商法、商法施行規則、企業会計原則等に準拠して定められているところ。

今般、平成18年5月1日に会社法（平成17年法律第86号）及び会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号）が施行されることに伴い、株式会社を作成すべき各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書等）について、大幅な変更が発生することとなる。

### 【改正スケジュール（予定）】



#### 1. 改正の手順

- (1) 平成18年5月1日の会社法施行に合わせ、建設業法施行規則についても形式的な文言の改正を行う。内容は「営業年度」を「事業年度」に変更する等の、最低限の改正に留める。
- (2) 会社法・会社法計算規則等の内容を織り込み、H18年6月中をメドに、建設業者が作成する計算書類等に係る省令様式・告示について全面改正を行う。改正後の施行規則はH18年5月1日以降の決算に係る計算書類について適用することとするが、当面の間(H19年4月1日メド)は、旧基準で作成された計算書類についても、許可申請及び経営事項審査における提出書類として認めることとする。

- (3) 建設業法施行規則の改正に伴って、経営事項審査についても所要の改正を行うが、新基準に基づく計算書類については経営事項審査も新基準で算出し、旧基準に基づく計算書類については旧基準で算出するものとする。

## 2. 建設業者の対応

上記のような改正を行う結果、建設業者が実際に作成すべき計算書類については、以下のような対応となる。

- (1) 上図 (a) の時期に迎えた決算に関する計算書類について

原則として、建設業法施行規則 (その2) (=会社法ベース) に基づく計算書類を作成しなければならない。ただし、改正前の建設業法施行規則 (=旧商法ベース) に基づく計算書類を作成した場合も、経過措置として、許可申請および経営事項審査の提出書類とすることができる。

- (2) 上図 (b) の時期に迎えた決算に関する計算書類について

(1) に同じ。

- (3) 上図 (c) の時期に迎えた決算に関する計算書類について

全ての建設業者について、建設業法施行規則 (その2) (=新会社法ベース) に基づく計算書類を作成。改正前の建設業法施行規則に基づき計算書類を作成した場合は、許可申請および経営事項審査の提出書類として認められない。